

EP 関連資料

拡大審判部に付託されたコンピュータ実施シミュレーション発明の特許保護適格性に関し EPO 長官がコメントを公表する (G1/19)

2019年09月24日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

一般に、クレーム発明の特徴が技術的なものである場合、進歩性が判断されます。但し、たとえ上記特徴が非技術的なものであると判断される場合であっても、全体として得られる技術的効果に寄与するものである場合には、上記特徴が技術的なものであると判断されます。このことに関連する **G1/19** 事件 ("computer-simulated inventions" の特許保護適格性の有無に関する) において、拡大審判部へ付託された質問は、多数の利害関係者の注目を引く内容のものです。

事実、拡大審判部に付託された質問事項に対して、既に、EPO は、多数の意見を受領しています。これら受領した意見には、コンピュータ・シミュレーション発明の特許保護適格性に対する賛成意見および反対意見が含まれています。

このような状況下で、2019年9月13日に、EPO は、拡大審判部に付託された上記質問に関し、**EPO 長官** (António Campinos 氏) が、異例のコメントを提示しました。そして、このたび、EPO は、EPO 長官のコメントを公表しました。

拡大審判部に付託された質問 1～質問 3 と、これら質問のそれぞれに対する EPO 長官のコメントの内容とについて、以下に詳細に説明します。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。